

広島県告示第二百四十号

平成十六年広島県告示第七百八十七号（港湾法の規定による広島圏都市計画広島臨港地区内における分区の指定）の一部を次のように改正する。

なお、関係図書を広島県土木局空港港湾部港湾管理課及び広島県広島港湾振興事務所において縦覧に供する。

平成二十二年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

表商港区の項中「二八〇・八」を「二八〇・四」に改める。